

## 令和4年度 第2回史跡小島陣屋跡整備委員会 会議録

- 1 開催日時 令和4年12月6日（火）9時45分～15時45分
- 2 開催場所 小島町自治会館
- 3 出席者 <出席委員>坂野委員、高瀬委員、前田委員、松永委員、渡邊委員  
<欠席委員>中井委員、前田委員  
<事務局>能口文化財課長、小泉埋蔵文化財係長、武内主任主事、毛利主任主事  
<静岡県>文化財課 武田主査  
<株式会社フジヤマ>高橋氏
- 4 傍聴者 なし

### 5 会議内容

#### (1) 開会

委員過半数以上の出席により会議成立。

#### (2) 文化財課長挨拶

#### (3) 委員委嘱

(事務局)

「別紙2 委員名簿」にある7名に委員をお願いしている。任期は令和4年10月1日から令和6年9月30日までの2年間。

設置条例第6条に基づき、委員会の会務を総理し、委員会を代表する長の選出をお願いしたい。委員長は委員の互選により定めることとされているため、ご推薦をいただきたい。

(高瀬委員)

ぜひ前田先生をお願いしたい。

(事務局)

前田委員に異議なしのため、前田委員に委員長をお願いする。

同じく第6条に基づき、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する副委員長の指名をお願いしたい。

副委員長は委員の中から委員長が指名することとされているので、前田委員長からのご指名を願いたい。

(前田委員長)

ぜひとも高瀬先生をお願いしたい。

(高瀬委員)

了解しました。

(事務局)

それでは高瀬委員に副委員長をお願いします。

(4) 議事(条例第6条第3項に基づき委員長が議長を務める)

## 議題1 急傾斜地対策について

(事務局)

・資料2-1「急傾斜地対策について」

崩落箇所は2か所。隣接地の住宅3件に土砂が流入した。過去に何度か軽微な落石や土の剥がれがあり、対策として土止めの柵などを簡易的に設けていたが、今回の台風により大規模な土砂崩れが発生した。

急傾斜地の北には鉄パイプと板を組み合わせた防護柵を設置していた。今回この北側は被害を免れたが、今後万が一南側のような土砂崩れがあった場合には、これでは受け止めることはできない。急傾斜地全面の対策をやっていかねばならない。

・資料2-2「史跡小島陣屋跡 史跡東側急傾斜地対策について」

急傾斜地の対策については、庁内や文化庁と協議を進めている。令和4年度は11月議会で追加の予算を要望しており、議決されれば対策工事のための地質調査、予備設計を実施する。文化庁と協議をしながら令和5年度に詳細設計を行い、順次安全対策工事を施工する。併せて急傾斜地全面の石垣調査を令和5年度に行う。

・資料2-3「史跡小島陣屋跡 急傾斜地対策について 復旧方法の検討」

代表的な急傾斜地対策工事を5つ挙げて比較している。基本的に急傾斜地工事は表面の土を除去、つまり切土しながら施工する。小島陣屋跡の急傾斜地は地盤が弱くなっていることと、石垣が残存しているため、対策工事を実施する中でどのように石垣を残すかが大きな課題。5つの工法のうち法枠工は土砂対策として安全性が高い。擁壁工は、土砂を受け止めるもので、残っている石垣自体の維持にならない。3つ目のロープ伏工は被災前には急傾斜地対策として妥当と考えていたが、十分な対策にならないことが判明した。ジオファイバー工法は法枠を植生のマットなどに変えたもので、見た目は植栽で、法枠工と同じような強度があるため、文化庁協議ではこれが文化財のなかでは多く施工されているという話があった。工法については、地質調査の結果によって検討し、整備委員会に諮る。

(高瀬委員)

一番下段の石垣というのは、もともとあった遺構か。その上の斜面部分は、資料2-3のいずれかの方法で対策するということか。

(事務局)

そう考えている。本日欠席の中井委員からは、「人命を最優先に考えなければ、この史跡の保存整備というのはあり得ない」というご意見をいただいた。また、中井委員は被災前には石垣に直接施工することに難色を示していたが、今回の土砂崩落を受けて、「ある程度石垣に施工をしなければ斜面の対策ができない」との見解だった。

「石垣保存と安全対策のバランスを考えて、場合によっては現代工法を採用した法面对策をした後に強度を増した状態で石垣を積みなおすことも視野に入れて、文化庁と十分に協議を。」と伺っている。

(前田委員長)

被災された3軒のお宅の裏に石垣が繋がっているようだが、なるべくこの石垣は現状を優先してほしい。

## 議題2 御殿書院移築復原工事の進捗について

(事務局)

・資料3-1「御殿書院移築復原工事の実設計図面(抜粋)」

解体調査及び旧藩主が書いた古絵図をもとに現存する御殿書院の外側にトイレを復元し、10通りの真ん中あたりに活用の出入り口を設置する予定だった。

・資料3-2「解体調査後の図面」

解体調査によって大きく変更したのが便所と玄関の位置。増築予定だった便所は解体調査の結果、小学校時代に増築されたものと判明した。御殿書院の復原時期は幕末のため、現建物の外側

に便所は復元しない。玄関位置についても、実施設計時の位置とは変更になる。

## ○便所位置について

(事務局)

・追加資料「解体調査の説明資料」

解体調査の中で、梁に残る土壁の調査を行ったところ、資料4頁の平面図①、②と書かれた部分に、土壁が上の梁までしっかりと塗られていたことが判明。このような造りは、内部と外部を隔てる部分、または臭いを遮断するために部屋と便所を隔てるところに見られるもの。

平面図の中に緑で四角い柱を表現しているが、この柱に一部風化によって目が粗くなっている部分がみられる。これは、この柱がある一定の期間に外部にさらされていたことを示す。小学校時代と移築後の御殿書院は、この柱部分が内側であったことが判明しているため、この風化は江戸時代のものだと判断できる。藩士が書いた絵図から、幕末の書院に便所があったことは確かである。そのため幕末時の便所は縁側⑥(資料3-1)と示す部分であったと考えられる。

(高瀬委員)

西側にあった便所は小学校時代に作られたということか。

(事務局)

はい。小学校時代に描かれた絵図があるが、そちらを見ていただくとこの部分に増築した形でトイレがあるというのがわかる。なぜ「増築した」といえるかということ、この部分の柱が風化しており、小学校時代にはこの柱は内部で風化することではなく、移築された後もこの部分は内部にあったので風化することがないため、風化は江戸時代のものだと想定できるためである。

(渡邊委員)

(小学校時代の)平面図の左下の四角い部分があるが、ここは今の配置図、礎石の跡から建物をのせたときに、石垣からはみ出さないか。その図面が実際にあったものだとすると、書院の位置が全然違うのではないか。

(事務局)

3~4年前の整備委員会の中でも、この部分の発掘調査の結果を報告しているが、ここは湯殿と呼んでいる場所になる。発掘調査の結果、根固めらしき礫は出てきている。書院の位置は当時の時点で掘っていたため、湯殿がはまるか検証していて一応石垣には乗る。ただ、本当にぎりぎり乗るといような状態。また、柱の位置の真下にある根固めが攪乱で分からず、正確な場所を特定することができないため、当時の整備委員会で湯殿は調査だけで本整備では復元は検討しないということになった。

(高瀬委員)

小学校時代に増築された便所であったことが判明したというのがよくわからない。小学校時代だったのか、前だったのか、どういうところで分かるのか。また、廊下の⑥がトイレだったということと、4尺の間に3つのトイレがあったということだが、良くわからない。

それともう一つ、先ほどのお風呂場のところで、現地ですぐ前に掘ったときに火を焚いたような石が出てきたということと、その近くに石や瓦がたくさん埋めてあって、そういう場所には湯殿がなくて、その水の排水のために埋めてあったというような説明も聞いていたため、それが小学校時代、明治に入ってからそういう増築をしていたというのが不思議に感じる。

(事務局)

便所の話だが、追加資料6ページを見ていただきたい。これは小学校時代の絵図をもとに、こういう平面ではなかったのかということを描いたものだが、ベースの図面は解体前の御殿書院の平面図を使っている。左側に座敷8畳と書かれたところがあり、解体前はその左側が湯沸室になっていた。湯沸室のちょうど真ん中に、追加で記入した「床の間」と「押入」と書かれているところがあるが、その左側の赤いラインの梁まで土壁がびっしりと塗られていた痕跡が出てきた。実施設計でいうと、押入れと床の間の左側が縁側⑥になるが、当初の設計通りここが縁側⑥で、その左側が便所だとすると押入れと床の間の左側のラインは部屋と部屋を仕切る部分であり、便所に接していない場所になる。

しかし、ここに土壁が梁までしっかりと塗られているというのは、この設計のとおりの間取りだとおかしいという話になり、押入れと床の間の左側が外あるいは便所であったから、土壁が梁まで

塗りこめられていたのではないかという話になった。ここまで解体調査が進んだところで、三浦先生に現地を確認いただき、この土壁の痕跡は、この部分が縁側や便所であった可能性が高いという意見をいただいた。

また、前回の整備委員会で、座敷⑧の下の縁側と、その反対側の右側の縁側が4尺と3尺で幅が違うという話が上がったが、解体状況を見た三浦先生からは（実施設計の）縁側⑥が便所だったとすると、座敷⑧の下の縁側が4尺の幅のままで、同じ幅で便所に曲がっていたために、この縁側が4尺の造りになっているというお話があった。3つの仕切りがあったのではないかというのも三浦先生の見解で、江戸時代の便所は正方形が一般的だったということで、3つに区画された便所があったのではないかという話になった。小学校時代の絵図は便所が増築したものであり、解体工事前の事前調査でも建物が続いていた痕跡があったが、これは小学校時代の便所で江戸時代のものではないという結論になった。

（高瀬委員）

今のお話で、そこに外壁が確かにあった、一番上まで土壁を塗るといのはわかった。ただ、そうするとこの図面の4ページの便所位置の検討というときに、今言われた土塗り壁の跡が①の梁にあった。そうすると、その折れ曲がったところ、図面でいうと②の写真があるが、これも残っていたのか。

（事務局）

（図の）赤線がずれてしまっているが、そこも土壁の跡が残っている。

## ○玄関位置及び石組水路の位置について

（事務局）

・資料3-2「解体調査後の図面」

柱の痕跡や桁に残っていた柄（ほぞ）から、（小島陣屋跡移築後の方位で）東側に当初の玄関が残っていたことが判明。ただし式台玄関の出が発掘調査や建物調査から判明していないため、整備では玄関位置の踏襲のみとする。

・追加資料「解体調査の説明資料」

8ページ右下に平面図があるが、御殿書院はこの平面図のさらに上側（小島陣屋跡の方位で北側）に建物が続いていたことが解体調査でも判明した。旧藩士が書いた絵図では建物の少し西に行ったところから建物が北に続いている。だが、解体調査の結果、実際は、（資料の）屋根の紫のライン、建物が東側からすぐ上に続いていたことがわかった。そのため、発掘調査で確認された石組み水路は建物の下を通っていたと想定される。このような事例は彦根城の表御殿でも見られる。この石組み水路が、変更した玄関位置にも干渉するため、玄関の下には石組み水路を復元せず雨樋を設置するという方針でいる。

1回目の整備委員会で決定した水路に合わせて書院位置を北側に30cmずらすという話があったが、そもそも水路が建物の下に来ていたのであれば、水路に軒先を合わせて30cmずらす必要がなくなるため、建物位置は基本的に発掘調査で判明した根固めの位置に則り設定することとした。

また、書院の周辺に整備の雨落ちを設置し、御殿書院の東側の石組み水路を復元的に整備するという話をしたが、玄関位置の変更や解体調査の結果に伴って、書院周辺の水はけのための雨落ちを整備的に設置して、玄関から南のみに復元的な石組み水路を設置するということが検討されている。委員の皆様には石組み水路の整備方針についてご意見を頂きたい。

（前田委員長）

今報告があったが、1回目の整備委員会後の解体の中でいくつか発見があって、復原図の変更があり、便所が縁側⑥の位置になったということ、北側に便宜上に作った玄関を東側に変更するということが、それから雨落ち水路に合わせて30cmずらすというのは、雨落ち水路が建物の下にあったという判断のもとでこれにこだわる必要がなくなったという話だった。ご意見があればお願いしたい。

（渡邊委員）

先ほど水路が建物の下を通っていたのではないかと想定されるということだが、その部分の梁

のかけ方だが、屋根が斜めになってくる梁が、途中で切れている。右側と左側が正面から見ると同じようになっているはずだが、それは造り替えたときに変えたのか。明治、昭和に撮った写真があるが、現状で残っている屋根の形と違う。上の斜めに落ちてくる隅の部分が、写真などで見ると屋根が出ている。

(事務局)

小学校時代の写真のことか。

(渡邊委員)

小学校時代の写真。平面的にいうと、もう3尺ここに部屋があったのではと思う。また、もし正面玄関がここだとすると、北側にはどうやって渡っていったのか。この部分の廊下を通過してこちらへ行ったのか。

(事務局)

屋根の部分の詳しい状況はわからない部分がある。施工者も解体する中で軒先が(敷地の大きさに合わせてと思われるが)加工されているところがあり判断できない部分があると言っている。おっしゃられたところの収まり方がずれているというのは大工も気にしている。だが、現状は改良されたためか、こういう組み方をしている。

お手元の資料8ページ上の写真で、栈木を1枚のせている赤丸で囲っているところ、わかりやすいように栈木を当てているが、これが外れた状態で屋根がかかっていたというのが、解体前の屋根である。ただ、そこに欠きこみがあって、斜め方向にあてがわれた痕跡があったということと、大きいほうの赤丸の横にも、手前方向に延びるための欠きこみがある。この栈木の延長が資料の右下にあるが、その延長に、柱に延ばす梁を差し込む枘穴があって、上からかかってくる屋根を受けるための材があった。これを示したのが下の図の紫のラインで「に」の②と③で、こちら方向に屋根がかかっていたというのは痕跡調査からしてもほぼ間違いがない。右側の延長、「に」の①と書いてあるところは確かに不自然な入り方をしているが、そこも桁が鎌継ぎのところで切られていて、本来の御殿が北に延びていたと考えると、すでに小学校時代の写真の時にはある程度切断をされて屋根形状が改変されたものとして残って、国道沿いに移築されたときにあの敷地内に収まるように更に切られて改変されている可能性もあるという見立てをしている。

確かに小学校時代の屋根は軒先が長いと思うが、鎌継ぎをする箇所は書院の他の鎌継ぎ箇所を見ても大体1間以上は続いていて、短い距離で鎌継ぎをかけるというのは他にない。建立時はそれなりの長さが北に続いていただろうというのが解体調査による見立て。そうすると、やはり小学校時代にそこを切って使ったのではないかと考えている。

資料3-2の1ページを見ていただきたい。北側に続く御殿に行くには、この玄関(東側の)を入れて右手側に折れ曲がって、左に曲がるというルートになりそうだが、玄関の間と10通りの畳廊下の間に、土壁が1枚あったことが痕跡調査から判明している。本来であれば、そこから建物が続いて右手側に抜けるということになりそうだが、そこからの情報は建物がなかったためわからない。ただ、建物が北に続いていたことを思わせる壁が本来はあった、というのが梁の痕跡から見えてきた。以前三浦先生が確認に入った時にもここには壁があったかもしれないとおっしゃられていた。

(前田委員)

今、玄関の間と言われたのが、前回の図面でいうと畳6枚を敷き詰めた畳廊下と表現されていたが、玄関が東側にあったということから、これを「玄関の間」という風に名称変更と畳の並べ方を変えている。この玄関というのは、御殿の玄関ではなくあくまで書院の玄関ということで良いか。

(事務局)

おそらく。絵図の中にも式台玄関と表現されているところがなく、御殿全体の玄関がどこにあったのかは不確か。

(前田委員)

一万石とはいえ藩主が御殿に入るときには当然乗り物で来る。車寄せがあり、そして足元が濡れていることもあるため、降りて板の間、式台で足を拭くのが普通だと思う。これでいくと城主やそれ以外の者が出入りして、いきなり畳の廊下もしくは玄関の間で足を拭くのは絶対にありえ

ない。もしここに玄関があつていきなり畳の部屋があったら、藩主が私的に使うものならまだわかるが、それでも濡れ縁などがあつてしかるべきかと思う。先ほどの廊下を使って側役詰所や近習詰所があるが、本当は控えていた家臣たちが傍にいないといけない。壁で遮断されていたとなると、全く連絡が取れない。そうすると、御殿と書院の関係が全く説明できなくなってしまう。玄関推定地を入れて、正面を曲がって、さらにずっと左の辺りに車寄せや大きな玄関があつて、家臣ともども書院のほうに来る、というならわかる。しかし、いきなり書院の横から出入りするというのはどうか。

大抵は正面に車寄せのある大きな玄関があつて、その左側を塀で囲われていて、今の書院の入り口のほうは見えなくなっていると思う。書院東側を玄関として使ったというなら、いわゆる御殿の玄関ではないという説明が必要。実際にここを開放して見学コースにしたときに上がっていきなり畳があるのは違和感を覚える。

(事務局)

三浦先生も現地をご覧になられて、これだけコンパクトに玄関から書院に入っていくというのはなかなか事例がないとは仰っていた。ご指摘いただいたところこそ、小島陣屋特有であるかもしれないが、その辺りは誤解のないように解説の中で反映していきたいと思うので、解説板を作る際にご意見を頂きたい。

(渡邊委員)

実際に公開するにあたって、畳の玄関の間というところにいきなり入り口を作つて、足元が濡れて靴下がびしょびしょになった人たちが、そのまま畳の上を上がることになるのか。

(事務局)

玄関の出入り口のところから階段があるため、そこの中で汚れを落とす対策というのを、ご指摘を反映して考えていきたい。

～午前の部 終了～

### 議題3 保存活用計画について

(事務局)

保存活用計画については令和7年度の認定を目指し、今年度・来年度にかけて内容の作成をしていく予定である。基本的には、これまで策定した保存管理計画・整備基本構想・整備基本計画で検討された内容を踏襲し、新たに執筆が求められる部分と、時点修正を行う部分を追加していく。

保存活用計画については、文化庁から具体的な盛り込むべき内容が示されており、それを踏襲した章立てが資料4-1になる。

新規の内容として執筆する部分は、章立ての第6章第4節の防災計画、第7章史跡の活用、第8章史跡の整備、第9章運営と体制整備、第10章実施計画で、このうち第7章については、既存の計画をベースに、ワークショップの結果などを反映させて執筆する。

また、第8章の史跡の整備については、現在の設計や整備工事の内容を文章化していく。

<資料読み上げ>今回は第3章、第4章、第5章についてご審議いただきたい。

(前田委員長)

それでは、まず第3章の小島陣屋跡の本質的価値についてご意見を頂きたい。

(事務局)

第3章の第1節、本質的価値という表現として計画に提示するのは今回が初めて。これまでの整備基本構想・基本計画を作る段階で、少なくとも、史跡小島陣屋跡の本質的価値の部分で石垣と御殿書院を二つの大きな柱として掲げたというところがあるため、それを具体的に「本質的価値」として表現するとこのような形になる。

特にこの第1節の「①城郭風の石垣をはじめとする遺構」と、「②現在まで守り伝えられた御殿建物」というところは、表現についても併せてご意見を頂きたい。

(坂野委員)

陣屋の御殿建物が現存するのは全国的にも少ないとのことだが、どの程度少ないものなのか。それが根拠で市の文化財指定になったとのことだが、その辺りの根拠がはっきりしているのか。

(事務局)

調べが足りなかったので、バックデータを抑えるようにする。

(前田委員長)

城郭風の石垣遺構と、御殿の一部としての書院が残っているということが大きな特色だと思うが、陣屋の研究自体がそう進んではいない中で、遺構・建物が実際にどれくらい残っているのかということが、本当に調査されているのか。

ただ、陣屋と一口に言ってもイメージがなかなか浮かんでこない。今残る陣屋を見てもさまざまな形態があって、その中でこれほど石垣が残っている陣屋というのは、稀なのではないかと思う。そういう意味では本当に小城郭を思わせるものだと思う。

一方で、堀で囲まれた陣屋や、一角に堀を設けて石垣を積むという陣屋はあるが、ここは全く堀がない。その代わり石垣だけは非常に見事である。一万石の大名とはいえ、その由緒によって家格・その藩が持つ固有の誇るべき家風がある。家格に合わせて、一万石だけれどもこだわった造り、というのがある。織田家ゆかりの柏原陣屋は建物が一部残っているが、一万石の大名かと思うくらいの立派な御殿が残っている。小島陣屋も葵の御紋は使っていないが、松平氏の一つという意味では誇りがあつたのではないかと思う。

他の陣屋の情報と比較することで、より特色が明らかになってくるのではないか。

(松永委員)

松平氏というのをもっとアピールすることが大事ではないかと思う。極端な話、「松平」を付けてしまえば知らない人でも引かかる部分があるのではないか。実際のところ、城郭ファンもしくは歴史ファンでないと、小島陣屋といっても分からない。ところが「松平」がつくだけで全然スケールが違ってくるので、そこをアピールするのが、個人的には一番大事な部分ではないかと思う。例えば「小島陣屋跡(松平)」「松平氏小島陣屋」など、何かの形で看板に書くとかということも、一つ。門外の人でもそこにちょっとひっかかりはあるはずではないかと考える。

(事務局)

陣屋研究自体が進んでいないという点は、小島陣屋の評価という意味でも少し欠けている。城郭中心となるのが中近世の研究の動向のため、市街化の中で消えてしまう陣屋は比較的調査研究の対象外になってしまう。城郭と比べてどうしても見劣りするといった背景もあり、小島陣屋の評価というのもなかなか目立ちにくいところだった。小島陣屋の、石垣を多用するという稀な特徴を出すという意味でも、ほかの陣屋との比較は前田委員長のおっしゃる通りだと思う。「①城郭風の石垣をはじめとする遺構」の説明の中、あるいは資料4-3の「保存管理」の中に調査研究という分野で「現状・課題・対応方針」というのがあり、そういった中で陣屋自体の研究を、落とし込めるところに反映していきたいと思う。

もう一つは松永委員から「松平氏」というネームバリュー、徳川家との関わりを示すものという意見があつたが、史跡の名称を変えるのは難しい。一方で、これまでパンフレットの中で松平家について載せているが、表立ってのアピールにはつながっていない。徳川宗家との関わりが強かったという視点で、石垣を多用する小島陣屋の特徴が見えてくる可能性もあるので、これから史跡整備で用意する説明板の中にも反映をしていきたいと思う。整備の中で松平家のPRの仕方というのを工夫していきたい。

(前田委員長)

資料4-3 表①の調査研究の中に「しかし、絵図と遺構の不整合部も残されている」とある。小島陣屋を調査・発掘するうえで、明治期に作られた小島陣屋跡の絵図が唯一の拠り所となっている。絵図によって得る情報も多いが、逆に絵図に振り回されてしまうというのも現実。何度もうが、絵図は、書院建物を含めて当時地元に残っていた遺構と、廃藩後数十年も経った県外に住む藩士の記憶を頼りに、地元で作られている。地元の人には当時の現状をもとに全体を作っているが、ところどころ元藩士の記憶のみに頼っているため、無理やり帳尻を合わせた部分もある。今後は発掘の成果やその他の調査をもとに、分かる限りの小島陣屋の絵図を作成していか

いと、いつまでも絵図に振り回されてしまう。なので、そういったものを作ることを前提として、推定部分もあるが全体的な御殿の範囲、周辺をどう呼んでいるか、由緒に関わる情報も集めて、図の中に盛り込む。盛り込めない部分は何かにして残していくことが必要だと思う。

それから、活用していくうえで名称を統一していかななくてはならない。小島陣屋の中の主郭と呼んでいる部分、それから二の段、三の段という周囲に石垣で囲われた曲輪があるが、そこをどのような呼び方をしていくか。これは、全国的な事例や遺構の中からどんな呼び方を使っていたのか、どういう根拠があるのかを確認してほしい。いわゆる正式な城郭と陣屋の呼び方について、はっきりと使い分けなくてはならないのか、そういったことも含めて、最終的に一般の方たちに利用していただくときに、この陣屋跡にふさわしい名称を作っていく、定めていくということが必要だと思う。

また、地元の方は陣屋の記憶はないが、「お城」と呼んでいる。これは江戸の頃から領民が「お城」と呼んでいたとしたら、分類上は陣屋かもしれないが、領民にとっては殿様の住むところをお城と呼んでいたのかもしれない。そういった認識があったことも記録にとどめるか、あるいは地元の方は今後もあえて「お城」と呼んでいくことが歴史の伝承にもなると思う。史跡が整備されたときに小島に住んでいる人たちが「小島陣屋」と呼ぶのかということ。それから書院といたり御殿書院といたり、何と呼んでいいのかわからないだろうが、少なくともこの場所については何かしら呼び方があったと思うので、そういったことも含めて調査の対象にしてもらいたい。

(事務局)

名称の特定については、実は整備を担当している私たちもいつも混乱してしまう。

三段の上に構成されている、という言い方をしているが、主郭と呼ぶ御殿があった一番高いところはほぼ疑いないが、今度東屋ができる一帯である主郭の東側は藩士の屋敷があったエリアで、ここが主郭からは若干低いような状態になっている。一方で御殿書院があったところの3.5mほどの高い石垣の下側は低くなって、そこで一つの段になっている。

またさらに下にも段があって、三段といいながらも中二階、四段くらいは少なくとももある。もし主郭と呼ぶと、第二郭は藩士の屋敷のあった場所なのか、それとも御殿書院のすぐ下の部分になるのか、過去の報告書を見ても使い方がまちまちだったりして、評価が定まっていないのが現状。今後どのように説明するか、公式のパンフレットを作る中でどのように示すかというところは、現状の課題として把握し、ご助言いただいたようにほかの城郭、陣屋でどういったやり方をしているのか見ていきたいと思う。

地元での言い伝えも、ここがどういうところだと認識されていたのかは、ほかの史跡と異なるPRの場だと思うので、殿がいた「お城」と呼んでいたという言い伝えや、小学校の前に「包蒙舎」という言葉も地元では大切にされているので、幕末まで存続した陣屋本体のPRだけではなく、その後の歴史の流れの中でのPRも忘れないようにガイドブックの中では準備したい。

(坂野委員)

現状と課題の表があるが、これはある意味洗い出しということか。これの中からの抽出なのか、本編へ入れていくのか。

(事務局)

表のような形で本編へ入ることを考えている。この叩き台になる保存管理計画は2010年に策定されたため、このときの現状と課題を事務局でもう一度見直し、課題や対応方針をある程度今の状況に合わせてはいるが、現状と課題の部分がほかにはないか、このままの表現でいいかということを含めてお伺いできればいいと思っている。

(坂野委員)

「保存」と「整備」のところ重複しているようなので、もう少しまとまるのではないかな。

「活用」のところをいうと、これからすべきことのような部分も入れていくのかどうか。また、先程から出ている地元の方と小島陣屋の関わりみたいところは、今後管理運営を地元民にお願いしていくという意味ではすごく大切なことの一つで、アピールにおいてもストーリーづけとか、特徴としては地元の方が大事にしてきたことだとか、そういうようなことも含めて、こういうものがありますよという、例えば立派な何万石のお城と陣屋とで、そのものは見劣りするかも



しれないけれど別のところで考えるとすごくロマンがある、とか、地元愛があるところなので、そういうところを地元の方と一緒に見てみたい、というところを、外の方に来てもらうためには、そういう要素が計画の中にも入ってくるべきかと思う。現状と、行動して目指すところを入れておいたほうがいいと思う。

(事務局)

今いただいたご意見を、仮に活用の項目に入れる場合には、1の指定地に関すること、という部分に入ってくるかと思うが、分野としては遺構とルール作りと運用主体の中で、ストーリーか、PRか、ガイドか、何か項目を作って、そのあたりをもう少し補強したい。

(坂野委員)

結局、エリアで分けているが、場所ではないが他との連携みたいなことに近いと思う。そのものの価値だけではなく、それを取り巻く要素をバックグラウンドとして、陣屋の価値を高めるという意味合いで、この2の連携に関すること、などに近いかもしれない。

(前田委員長)

この小島地区で、いわゆる城下という認識というのはあるのか。街道を通ると、上から見下ろしたときに、下から石垣が見えた。家がなかったと想定すると、身延道を通って移動したとしたら、見上げると石垣がある。常にそういったものが見えて、住人はまさしくお城と呼んでいたかもしれないが、そういう景観を考えたときにいわゆる城下町としての雰囲気や実態があったのか。

(渡邊委員)

当時の事はよくわからないが、当時の道は現在の52号線沿いではなく南から来た道は、別当沢川を渡った所で右に折れ東に進んだのち左にぐるりと回り山に向かって北上して行く道が旧道である。古い町並みは、この道沿いに集まっていた。

その他に、「原畑」と言う地名の処が有りここには士分の人達が住んでいたとの話があるが詳しいことは分からない。

(前田委員長)

普通城下というと、入口のところに木戸、番所があつて、高札場があるが。

(渡邊委員)

木戸に付いては、現在の52号線を上って来て別当沢を渡る手前左側の下がったあたりに木戸があったのではないか。「文化財を守る会」旧会長渡邊さんの生家は木戸が有ったと思われる場所の石垣の上に有る。渡邊さんによれば、そこには詰所と思われるものと、馬小屋が有った。俺の実家は、馬小屋のあとだったと話していました。又、その下に木戸が有ったことを昔聞いたことが有るとも話していた。

そこから、別当沢を渡り右方向が旧道となり左方向に行くと、陣屋に向かう道が有ったと推測している。その道沿いには松原と言う地名を使った場所が有ったと聞いたことがある。そこには今でも1間くらいの幅の道が残ってはいる。

(前田委員長)

小島藩の入口というか、これより小島領というような傍示杭や、小島陣屋の入口に木戸口や番所があった可能性はないか。生活のための商人がいろいろ城下にあつて、というイメージをうかがわせるようなものの存在はないか。

(渡邊委員)

馬小屋が有った場所の道路の向かい側に、宿の様な形の古い家が三軒あつた。そのうちの一軒を「ごーやどー」と呼んでいる。「おやど」がなまって「ごーやどー」となったのではないかと思われる。

(前田委員長)

陣屋とその周囲にどういう施設があつたのかというのも注目してもいいかもしれない。

5章の「保存活用の基本方針」の内容に行く前に、2ページの2「史跡の保存・整備」の5行目、「御殿書院は市内に現存する貴重な近代城郭建物」、これは「近世」である。

(事務局) <第5章資料読上げ>

表の部分で、保存管理計画・整備基本計画に記載のないところは空欄になっている。その他、整備工事では第2郭に想定される建物の復元・整備は今のところは考えられていないので空欄になっている。

また、2ページの第2節、「小島陣屋の調査研究」のところ、先ほど前田委員長からご指摘のあった陣屋自体の研究がこの中に入っていないため、その辺りの文言は工夫したい。

(前田委員長) 5ページのところの図に、文化財エリアというのが示してあるが、このエリアの下の方にもまだ石垣がある。ここについてはどういうふうに扱うのか。

(事務局)

赤と緑で示したところが実際に整備する部分として示しているが、確かに保存活用全体のことを考えると史跡指定地内すべてを扱ったものになるので、そういった意味では少し抜けた状態にはなっている。

(前田委員長)

写真的には、この辺りから見上げた石垣と書院などがよく紹介されたりすると、たくさん人が来ることもあると思うが。

(事務局)

既にある順路というのが、この図からは強調されずに抜けてしまっているため、この部分については文化財エリアとして順路で見ていくところだと思う。

事務局の方で、多目的広場として整備をする、芝貼りがされるエリアと、それ以外の部分という形で、活用エリアと文化財エリアを分けているが、この分け方についても、例えばもっと活用エリアがあってもよいのではないかと、などの辺りはどうか。

(松永委員)

活用というのは、何を活用するのか。

(事務局)

基本的には、地元のイベントや、一般企業などのイベントの際はここをメインにするということ想定している。

(坂野委員)

そうなると区切りをして、ここからは使ってはダメ、という部分を守る意味合いでゾーン分けということか。

イベント・マルシェ・大会をやるような活用だけではなくて、小島陣屋というのが小島地区の核・拠り所となっているということも含めて共感してもらおう。そのために歴史的な価値や、小島の方たちがどう守ってきたかということを知っていただく、語りの要素のようなことを知らせる機会も活用の範疇だと思う。そうすると、エリアが決まっているわけではないし、指定地だけではなくて、周辺も含めての話になる。

そういう意味では文化財エリア、活用エリアというのはハード面のエリアとして、限定的な要素があると解釈することになる。

先ほどお話ししたようなことは保存計画の細かい部分に盛り込まれていると思っていて、例えば史跡周辺の保存整備という中には周辺の歴史文化資源を発掘し、積極的に守り継承していくことが書かれているし、広域整備の推進検討のところにも、小島地区に人を呼び込み交流を生み出すため、歴史文化資源をつなぐストーリーを作るのだ、ということが盛り込まれているが、広域整備の推進検討にもサイン計画や、地域外に知らせるための整備という話になっていくとき、復元するものを、ソフト面、これでいうと4の公開活用の推進のところ活かしていけるような施策がでてくるといいと思う。

小島地区の人々の周辺環境、周辺の歴史文化資源の発掘も一つの調査・研究であったりするのかもしれないが、何となく勿体ない、軽く決められている、というふうに見受けられる。これは、小島陣屋跡を人が行き交う交流拠点として公開・活用する、となっているから、どうしてもイベントとなっているのかと思う。小島陣屋跡、小島の歴史、みたいなものの価値づけをするように公開・活用をしていくという要素は大きい。

(事務局)

資料4-1の赤枠で囲んでいる部分の、特に第5章で示しているのがハードに関わる場所だが、その先に第7章「史跡の活用」というところがある。これまでの現状の課題分析や史跡整備という場所としての整備の中身を踏まえて、第7章で今ご指摘いただいたようなところを盛り込んだものとして活用の方向性や方法というところをうまく反映できればいいと考えている。なので、第7章のところはそういったエリアを超えた小島陣屋としての活用の方向性ということになるかと思うので、この中で反映できたらと思っている。ここはこれまでの整備の基本計画の中で一部触れられてはいるが、概略的な方向性しか示されていなかったもので、もう少し具体的なものとして示していきたいと思っている。

(坂野委員)

第2節4と5だけ主要な施策の例が挙げられているが、これはここに書くものか。

(事務局)

こちらは、元々叩きとして作ったもので主要な施策の例というものを入れ込んだが、ここに入れ込むかどうかというのは、また検討させていただければと思う。

(坂野委員)

そこだけ急に具体的なことになっているので、レベル感が合っていないと感じる。

#### 議題4：管理運営マニュアルについて

(事務局)

資料5-1の管理運営マニュアルは、整備後の小島陣屋跡を保存・運営していくためにより具体的な内容を示すものとなる。〈内容読上げ〉

(松永委員)

一城郭ファンの意見だが、例えば石垣の植栽によって来客者の落下を防ぐという配慮があると思うが、例えば城郭というと石垣の上に塀があって、それが遠くから見える、というのをイメージしてしまうが、そういうものは資料が発見されない限りは復元、復旧されるということはないということか。足助城とか、茨城の逆井城みたいなものをイメージしてしまうが、実際の遺構に即して、想像では復旧復元はしないということか。

(事務局)

根拠のないものについては、整備は難しい。

(松永委員)

今あげた2か所のような施設のようなものではなく、もう少し高尚に整備、後世に残し活用するというのを目的とした事業であるということの良いか。

(事務局)

基本的にはどこの史跡も同じで、基本は保存、あくまでも遺構を保存することが第一にあって、それを干渉しない範囲での整備活用となる。

(松永委員)

了解した。あと一点現場レベルの話だが、小中学校の1学年が200人いた場合、一遍には来られないと思うが、そういったものは、追々何か対策を考えていくのか。

(事務局)

今、おおむね1クラスが30人前後、多くても1学年3クラス程度というのが実際のところで、そうすると先生を含めて100名くらい。小島陣屋に至る道路は大型バスが入れない道路のため、駐車場は実情に合わせて、中・小型バスまで対応できるように整備する。バスは2台分を確保しているため、学校単位までの見学はある程度対応できると思っている。

(松永委員)

ゆくゆくは下流の方に、市や公共の更地があれば車を入れて降りてもらい、身延道を上がってきてもらうなど、そうした方策は何か考えているか。

(事務局小泉)

小島陣屋自体は広いので、そこに入るだけの面積・キャパはあるが、移動手段としては今あるところが条件になる。

今回、管理運営マニュアルの作成に向けて、特に議題としてあげたかったのが、大きく多目的広場4、と書いてあるところとそれ以外のところは、整備の仕方としても趣が違ってくる。多目的広場は多目的に使うために、四阿やベンチも含めて整備をしていく。一方で主郭周辺というのは、幕末という時代設定をした中での復元整備、もう一つ御殿書院は両方を兼ね備えて、建物自体がもともとの御殿であるということ、一方では建物であるため、そこを使うことができるということで、2ページの「活用の種類」というのを(ア)と(イ)に分けているが、そういった使い分けという点で、皆様からご意見をいただきたく示させてもらった。

(坂野委員)

マニュアルなのでこういう感じかと思うし、内容は具体的に誰が運営するか決まってくるとまたいろいろ決まると思う。見た感じ、市の施設であって市がお願いしますよ、こういう仕事をやってください、という意味合いでのマニュアルになっていると思う。

もう少し、個人の方たちの意見をチェックしてアクションにつなげる、検証部分があってだんだん改良されていくというところを、運営の人たちに負ってもらうのか、市のほうがそれはやるのか。こういう発信はしますというのはあるとしても、来てもらいたいから発信するとか、これを知らせたいから発信する、というような能動的な部分が生まれるかどうかというの、書き方によると思う。その辺りをどちらが担うのか、このマニュアルの中に反映させるか、させないかというのがある。

(前田委員長)

1ページの①のところ、「埋蔵している遺構(大手通路、大手門、宝蔵跡、井戸跡など)」とあるが、包蔵跡、井戸跡と書いているなら、御殿の方にも「跡」を付けないといけない。

あと、学術的な研究や発表の場所としてここを使う場合に、見学はできるが、報告や発表をする場所というのは、どこか想定するところはあるか。

イベントとして陣屋サミットなど、第1回目をここで開催して、主要な陣屋跡の研究者に来て比較・報告をしてもらったりすることで、参加した人は陣屋というのは多様性があるんだ、その中で小島陣屋はこういった特色を持っているんだ、ということを知ることができる。

あるいは、県外の色々な人たちに小島陣屋の価値を言ってもらうことで、皆が改めてそういう視点で小島陣屋を見たり、誇りに思ったり、そういう場所になったりする。そういうサミットのようなイベントは結構やっているの、結構たくさんの方が集まると思うし、現地の見学と発表の場所、ついでに参加した陣屋の市町村の物産を多目的広場で売る。そして、第2回を県外でやったときは小島陣屋もぜひ参加して、向こうでPRしたり、静岡市の産物を紹介したりというようなことができないか。1年ずつ会場が変わることで、それぞれが地域おこしに繋がったり、更なる研究成果が出たりといったことで、あるいはある程度研究の蓄積がたまったところで小島陣屋についてシンポジウムを行い誰かに講演をしていただくとか、それによって見方が変わるので改めてみんなで見てみましょうというような、そういうような関連付けた場、施設が想定できるかもしれない。

(事務局)

大人数を想定するとなると、例えば清水のマリナートなどでシンポジウムを行って、バスで陣屋へ来て現地を見る、という流れになるかと思う。

(前田委員長)

あまり遠ければ宿泊を兼ねてということもあるから、街中のことも。1日目は報告会、2日目は現地見学というような方法もあるかと思うが。

後は書院を使うことについては、模擬殿様体験のようなものや、結婚式をあげたり、地域で成人式をやってみたり、そういう風なこともあの書院の方で可能ということで。

(事務局)

その辺りの活用の部分は、今後のワークショップも含めてしていく話になると思う。

今この整備の中で行けば、御殿書院が本質的価値・史跡に関する活用のほかに、お茶会や生け花、あるいは将棋やカルタなども含めたユニークベニューとしての活用も想定したいと思っているので、そういった範囲の中ではご指摘のあった結婚式なども、ルールの中ではやれるかと思う。ただ施設として十分な水回りなどの設備があるか、というハード的な課題はあるが、スペースとしては使ってもらえる場所かと思う。

～以上～